

平成 27 年 6 月 議会

第 5 委員会 報告資料

○ 附置義務制度（駐車場，駐輪場）の見直しについて

1 頁

平成 27 年 6 月 26 日

道路下水道局

附置義務制度(駐車場, 駐輪場)の見直しについて

1. 附置義務制度とは

○本市では、モータリゼーションの進展を背景として路上駐車による交通渋滞をなくし、道路交通の円滑化を図るため、昭和47年に「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(以下、附置義務駐車場条例)」を制定し、主に商業地域を中心に駐車需要が見込まれる一定規模以上の建築物に対して、駐車場の設置を義務付けている。(敷地内確保が原則)

○また、駐輪場についても、昭和57年に「福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例(以下、附置義務駐輪場条例)」を制定し、百貨店など駐輪需要を生じさせる建築物に対して、駐輪場の設置を義務付けている。(敷地内確保が原則)

《制度概要》

【附置義務駐車場条例】(S47.4.1 制定 H11.4.1 改正)

対象地域	対象建築物の用途	対象建築物の規模	設置義務台数の算定式
商業地域 近隣商業地域 駐車場整備地区	特定用途(店舗・事務所等) [駐車需要を生じさせる程度の大きい用途]	特定用途床面積が 1,500㎡を超えるもの	$(\text{特定用途床面積} - 1,500\text{㎡}) \div 300\text{㎡}$
	非特定用途(住宅等) [特定用途以外の用途]	非特定用途床面積が 2,000㎡を超えるもの	$(\text{非特定用途床面積} - 2,000\text{㎡}) \div 450\text{㎡}$

(参考) 根拠法令：駐車場法 (S32.5.16 制定)

【附置義務駐輪場条例】(S57.4.1 制定 H11.10.1 改正)

対象地域	対象建築物の用途	対象建築物の規模	設置義務台数の算定式
商業地域 近隣商業地域	小売店舗 (百貨店・スーパーマーケット等)	店舗床面積が 400㎡を超えるもの	店舗床面積 \div 20㎡(※)
	銀行	店舗床面積が 200㎡を超えるもの	店舗床面積 \div 25㎡(※) (店舗床面積が200㎡を超え 500㎡以下であるときは、20台)
	遊戯場	店舗床面積が 200㎡を超えるもの	店舗床面積 \div 10㎡(※)
	専修学校等	学校床面積が 400㎡を超えるもの	学校床面積 \div 20㎡(※)
	事務所	事務所床面積が 1,400㎡を超えるもの	事務所床面積 \div 70㎡(※)

※床面積が 5,000㎡を超える部分は、1/2 を乗じる

(参考) 根拠法令：自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (S55.11.25 制定)

《事例》

商業ビルの事例(延床面積 約 24,000㎡, 店舗床面積 約 14,000㎡)

- ・附置義務駐車場：74台 [(24,000-1,500)÷300]
- ・附置義務駐輪場：488台 [5,000÷20+(14,000-5,000)÷20÷2]

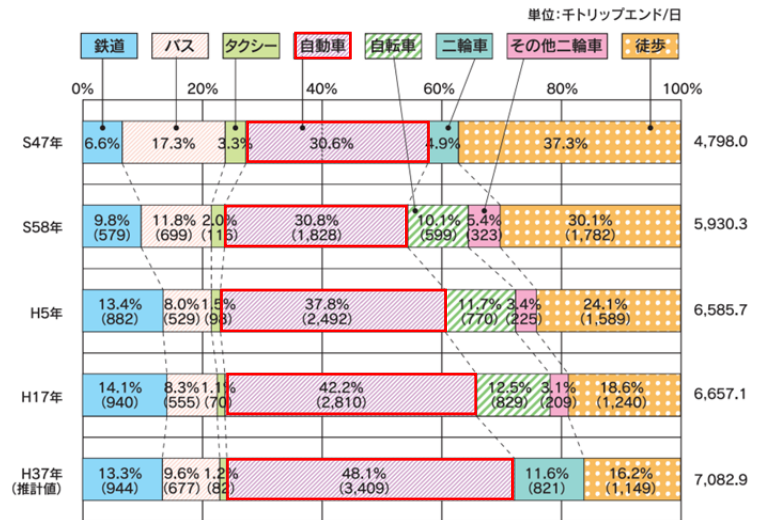
2. 見直しの目的・背景

(1) 駐車場

○平成26年5月に策定された「福岡市都市交通基本計画」においては、公共交通を主軸とした総合交通体系の構築を目指している。

○一方で、移動の際の交通手段割合の推移をみると、公共交通利用の割合は横ばいだが、自動車利用の割合は増加しており、自動車から公共交通への転換を誘導する取り組みが必要。

○都心部では、国家戦略特区として航空法高さ制限の特例承認が認められたこと等を契機に民間開発の機運が高まりを見せており、現状の附置義務駐車場条例に基づく、駐車場が増加し都心部への自動車の流入増が見込まれるため、交通混雑緩和の取り組みが必要。



資料：北部九州圏パーソントリップ調査

【福岡市における移動の際の交通手段割合の推移】



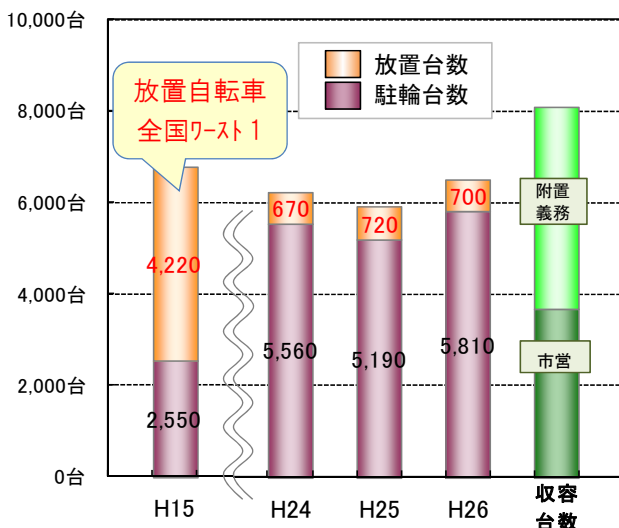
【まちづくりイメージ】



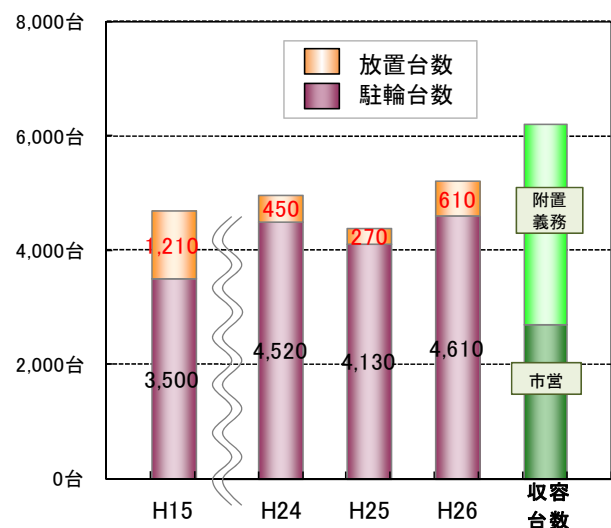
【放置自転車の状況（天神地区）】

(2) 駐輪場

○市全体の自転車放置率は減少傾向にあるが、天神・博多駅地区などの都心部では、依然として放置自転車が見られるため、公共駐輪場の整備だけでなく、建築物の更新時期をとらえ、より使いやすい附置義務駐輪場を確保する仕組みが必要。



【放置自転車の状況（天神地区）】

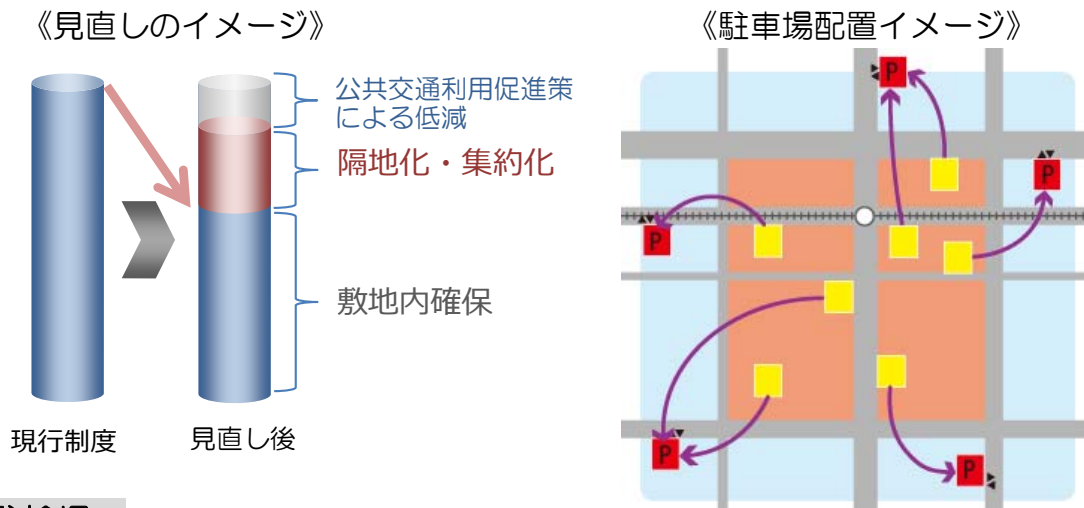


【放置自転車の状況（博多駅地区）】

3. 主な見直しの方向性（案）

（1）駐車場

- 公共交通利用促進策の実施による附置義務台数の低減
- 都心部等における隔地制度(敷地外での駐車場確保)の運用による駐車場の集約化（公共交通の充実強化との連携）



（2）駐輪場

- 附置義務対象となる建築物の用途や設置義務台数について検証を行い，必要に応じて見直し
- 街区を単位として一定の条件のもと駐輪場を集約化

4. スケジュール（予定）

- 平成27年6月 : 附置義務制度の見直し検討着手（第5委員会報告）
（学識経験者等から構成する懇談会で検討）
- 平成28年3月（予定）：見直し案のとりまとめ（第5委員会報告）
- 平成28年度（予定）：附置義務条例（駐車場，駐輪場）の改正